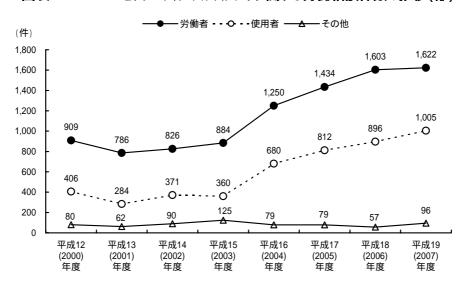
## 2 . セクシュアル・ハラスメントの防止

## 1.セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数及び内容

平成 19(2007) 年度の都のセクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数は労働者が 1,622 件、 使用者が 1,005 件でともに増加傾向となっている。平成 19(2007) 年度の相談の内容については、 「対価型、地位利用型セクシュアル・ハラスメントに関する労働者からの相談」が最も多く 48.5% となっており、「環境型セクシュアル・ハラスメントに関する労働者からの相談」、「セクシュア ル・ハラスメントに関する人事労務管理上の相談」の上位3項目で8割以上を占めている。



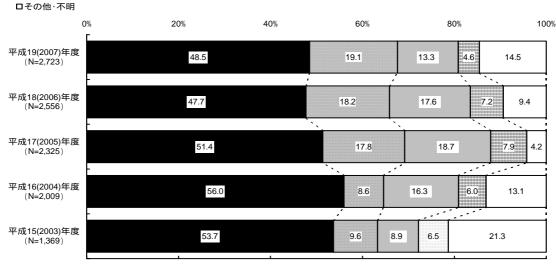
- 2 - 1 セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数の推移(都) 図表

注:「その他」とは、労働者か使用者か不明の場合、無職、社会保険労務士等からの問い合わせなどをさす。 資料:東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」

## 図表 - 2 - 2 セクシュアル・ハラスメントに関する相談の内容(都)

■対価型、地位利用型セクシュアル・ハラスメントに関する労働者からの相談 □環境型セクシュアル・ハラスメントに関する労働者からの相談 □セクシュアル・ハラスメントに関する人事労務管理上の相談

■セクシュアル・ハラスメントを行ったとされている被疑者からの相談



注1:「対価型、地位利用型セクシュアル・ハラスメント」とは、職場の地位を利用し、性的関係を強要しそれを拒否し た女子社員を解雇するなど、性的言動に対する労働者の対応によってその労働者を解雇したり降格や減給などの不 利益を負わせるような行為をいう。

注2:「環境型セクシュアル・ハラスメント」とは、職場にヌードポスターなどを掲示し、女性労働者の就業意識を低下 させるなど、性的言動によって労働者の就業環境を不快にさせ女性労働者の就業に支障を生じさせるような行為を いう。

資料:東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」